

<お手続き一覧> 市民の皆様をお願いする地番変更後の主な手続きは次のとおりです。

【市役所編】 東大和市役所 ☎042-563-2111(代表)

手続きの対象者	手続きの内容	手続き先	来庁の必要性 有・無	必要書類	摘要
住民基本台帳カード(写真付)、個人番号カード又は通知カードをお持ちの方	住民基本台帳カード、個人番号カード又は通知カードの住所欄記載変更	市民課	有 ※代理人可 (委任状要) ※郵送不可	1.住民基本台帳カード(写真付のもの) 1.個人番号カード 1.個人番号通知カード	
市に住民登録のある外国籍の方	在留カード等の住所欄記載変更	市民課	有	1.在留カード 1.特別永住者証	
国民健康保険加入者	保険証・限度額認定証等の住所欄記載変更	保険年金課	無	※新たに交付します。	※順次、簡易書留にて郵送します。
後期高齢者医療制度加入者	保険証等の住所欄記載変更	保険年金課	無	※新たに交付します。	
介護保険加入者	被保険者証の発行	高齢介護課	無	※新たに交付します。	※順次、郵送します。
介護保険受給者	介護保険負担割合証及び限度額証の発行	高齢介護課	無	※新たに交付します。	※順次、郵送します。
乳幼児医療証、義務教育就学児医療証	医療証の住所欄記載変更	子育て支援課	無	※新たに交付します。	※順次、郵送します。
ひとり親家庭等医療費助成受給者	医療証の住所欄記載変更	子育て支援課	無	※新たに交付します。	※順次、郵送します。
児童扶養手当受給者	証書の住所欄記載変更	子育て支援課	無	※新たに交付します。	※順次、郵送します。
身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害保健福祉手帳の交付を受けている方	手帳の住所欄記載変更	障害福祉課	有 ※代理人可	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳印鑑	
自立支援医療(精神通院)受給者	受給者証の住所欄記載変更	障害福祉課	有 ※代理人可	受給者証・印鑑・マイナンバーがわかるもの(受給者が18歳未満の場合は保護者のものも必要)	
難病医療費助成受給者	受給者証の住所欄記載変更	障害福祉課	有 ※代理人可	受給者証印鑑	
生活保護受給者	住所変更	生活福祉課	有	生活保護費受給証印鑑	
図書館利用カード保有者	住所変更	中央図書館 桜が丘図書館 清原図書館	有	図書館利用カード 町名地番変更証明書 住所変更後の身分証明書	

※このほかにも、住所変更の手続きを行うものがございましたら、関係する窓口にお問い合わせの上、すみやかに手続きをお願いします。

【市役所以外編】

手続き対象者	手続き内容	手続き先	必要な書類	摘 要
土地や建物など 登記物件の所有者	登記簿に記載され ている所有者の 住所変更申請	東京法務局 立川出張所 (登記所) ☎042-524-2716	1.町名地番変更証明書 2.変更登記申請書 3.印鑑	登録免許税免除 ご不明な点は法務局にお問 合せください。
法人とその役員	法人の所在地 または役員の 住所変更申請	同上 ※本店が市外の法 人・役員は、本店の 所在地を管轄する 法務局となります。	1.町名地番変更証明書 2.変更登記申請書 3.登記所に届出の 法人・役員の印鑑	本店は2週間以内、支店は 3週間以内に申請 (登録免許税免除)
・普通自動車 ・小型自動車 ・大型特殊自動車 ・250CC超の 二輪車の所有者	自動車検査証の 住所欄記載変更	東京運輸支局 多摩自動車検査 登録事務所 ☎050-5540-2033	1.町名地番変更証明書 2.自動車検査証 3.申請書 4.印鑑	代理人の場合は委任状が必 要です。 自動車検査証の住所欄が町 名地番変更前の住所表記と なっていない(以前の住所地 のままとなっている)場合 は、現住所までの転居歴が読 み取れる住民票が必要です。 (多摩ナンバー以外の場合 は、プレートの変更に伴いま すので、ナンバープレートも 必要です。車持込み。)
125CC超 250CC以下の 二輪車の所有者	軽自動車届出済証 の住所欄記載変更	東京運輸支局 多摩自動車検査 登録事務所 ☎050-5540-2033	1.町名地番変更証明書 2.軽自動車届出済証 3.自動車損害賠償責任 保険証明書 4.申請書 5.印鑑	軽自動車届出済証の住所欄 が町名地番変更前の住所表 記となっていない(以前の住 所地のままとなっている)場 合は、現住所までの転居歴が 読み取れる住民票が必要で す。(多摩ナンバー以外の場合 は、プレートの変更に伴いま すので、ナンバープレート も必要です。車持込み)
軽自動車(3・4輪) の所有者	自動車検査証の 住所欄記載変更	軽自動車検査協会 東京主管事務所 多摩支所 ☎050-3816-3104	1.町名地番変更証明書 2.自動車検査証 3.申請書 4.印鑑	自動車検査証の住所欄が町 名地番変更前の住所表記と なっていない(以前の住所地 のままとなっている)場合 は、現住所までの転居歴が読 み取れる住民票が必要です。 (多摩ナンバー以外の場合 は、プレートの変更に伴いま すので、ナンバープレートも 必要です。)
自動車運転免許の 所有者	住所・本籍 変更届	都内警察署または 運転免許試験場	1.町名地番変更証明書 2.運転免許証	

※このほかにも、住所変更の手続きを行うものがございましたら、関係する窓口にお問い合わせの上、すみやかに手続きをお願いします。